

の赤外映像について火山学的解析を行なう。

(2) 火山観測に最適な計器の開発研究

火山観測の効率を大きくするため、最適な計器の開発研究を行なう。

(3) 短期予知のための火口縁辺の無人赤外カラー写真送受信装置の開発研究

噴火の短期予知に役立つ情報を得るために、噴火直前の火口底の状況を赤外カラー写真により直視する装置の開発研究を行なう。

(4) このほか、火山噴火予知に有効な方法の業務化の研究は気象庁が推進する。

5. 火山噴火予知連絡会

火山の噴火予知に関する観測研究の情報を常時交換するとともに、それらの情報の総合的な判断を行ない、かつ研究・観測の体制を調整し、それぞれの立場における研究および業務を円滑に進めるために、大学・気象庁および関係省庁間に火山噴火予知連絡会を設け、事務局を気象庁におく。特定の火山について、観測を強化する必要のある変化が発見された場合は、火山噴火予知連絡会は、火山活動移動観測班の現地派遣に関することなど必要な方針の策定を行なう。

6. 人材の養成

本計画の実現あるいはその基盤となる火山学研究の推進にとって人材の養成がとくに必要であるので、大学・研究所の関係講座・部・部門などの整備につとめるとともに、気象大学校の充実をはかる。

企 第 342号

昭和49年6月20日

總理府總務副長官殿
科学技術事務次官殿
文部事務次官殿
建設事務次官殿

運輸事務次官

火山噴火予知連絡会について(依頼)

近年、火山噴火予知の実用化に対する社会的要請はますます強くなっています。

今般、測地学審議会の「火山噴火予知計画の推進について」の建議(昭和48年6月29日)の趣旨にそい、火山噴火予知の実用化を促進させるための火山噴火予知連絡会を別紙要綱により発足させ

る運びとなりましたので、よろしく御協力方お願いします。

なお、本連絡会委員の推薦方についても、よろしくお取り計らいください。

火山噴火予知連絡会運営要綱

(目的)

1. 火山噴火予知連絡会(以下「連絡会」という。)は、測地学審議会の建議(昭和48年6月29日)の趣旨にそい、火山噴火予知に関する関係機関の研究及び業務の相互連携を密にし、もって、火山噴火予知の推進に関する計画の円滑な実施に資することを目的とする。

(任務)

2. 連絡会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 関係諸機関の研究及び業務に関する成果及び情報を交換し、それぞれの機関における火山噴火予知に関する研究及び技術の開発の促進を図ること。
- (2) 火山噴火に際して、当該火山の噴火現象について総合判断を行い、火山情報の質の向上を図ることにより防災活動に資すること。
- (3) 火山噴火予知に関する研究及び観測の体制の整備のための施策について総合的に検討すること。

(報告・発表)

3. 連絡会で行われた総合判断に関する報告・発表は、必要のつど気象庁が行う。

(運営)

4. 連絡会は、次により運営する。

- (1) 連絡会は、委員30人以内で構成する。

特別の事項を調査検討するため、必要があるときは、連絡会に臨時委員を置くことができる。

- (2) 委員及び臨時委員は、学識経験者及び次の関係行政機関の職員をもって充てる。

科学技術庁

国土土建省

文部省

建設省(国土地理院)

海上保安庁

気象庁

- (3) 学識経験者としての委員は、気象庁長官が依頼し、関係行政機関の職員としての委員は、当該行政機関の推薦によるものとする。臨時委員についても同様とする。

- (4) 連絡会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- (5) 連絡会は、必要に応じ会長が招集する。

- (6) 連絡会に幹事会を置く。

- (7) 連絡会の運営に關し必要な事項は、会長が連絡会にはかって定める。
- (8) 連絡会の庶務は、気象庁観測部地震課において処理する。

海底火山の噴火についての通報及び 公表に関する了解事項

気象庁(以下「甲」という)及び海上保安庁(以下「乙」という)は火山噴火予知連絡会運営要綱(以下「要綱」という)3について、下記のとおり了解する。

記

乙が海底火山について行う当該噴火の事実及び当該事実から予想される危険についての判断であつて緊急を要するものに関する通報又は公表は、要綱3にかかわらず妨げないものとする。

昭和49年6月27日

甲 気象庁総務部企画課長

清 水 逸 郎 印

乙 海上保安庁水路部監理課長

藤 野 涼 一 印

火山噴火予知連絡会メンバー

会長	永田 武	(極地研究所教授)
委員	横山 泉	(北海道大学教授)
	高木 章雄	(東北大学教授)
	浅田 敏	(東京大学教授)
	下鶴 大輔	(東京大学教授)
	行武 肇	(東京大学助教授)